

請求人  
(略) 様

神奈川県監査委員	村 上	英 嗣
同	太 田	眞 晴
同	吉 川	知 恵 子
同	嶋 村	た だ し
同	てらさき	雄 介

### 住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

令和3年12月27日に受理した住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

#### 第1 請求に対する判断

請求を棄却する。

#### 第2 請求の内容

##### 1 請求人から提出された令和3年12月27日付け請求書の内容

（原則、内容は原文「1 請求の要旨」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。）

##### 1 請求の要旨

###### (1) 請求の対象

横須賀土木事務所長 横須賀土木事務所工務部河川砂防課長

###### (2) 対象となる行為

令和3年6月及び令和3年8月に行われた、“令和元年度海岸高潮対策工事（公共）その1 令和2年度海岸高潮対策工事（公共）その3 令和2年度海岸高潮対策工事（県単）その7合併”の設計変更に関する行為

###### (3) 不当な理由

本工事は横須賀市長井の護岸をかさ上げする目的である。そのための一期工事として、既存護岸の地盤を掘り起こし、コンクリートを流しこむなどして基礎の強化を行うものである。横須賀土木事務所工務部河川砂防課が担当している。

河川砂防課は工事に先立ち、“（横土334）令和2年度 海岸高潮工事（県単）その2”で発注した「海岸護岸設計業務委託報告書」を令和3年3月に受領した。報告書によれば工事個所の3か所に対し、地質調査を行ってはいしたが、既存護岸の地中の補強構造についての調査は行われていなかった。

令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費として6,699,000円を要することになった。

さらに令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、3,586,000円の追加費用が余儀なくされた。

この再設計費用に対し、河川砂防課は当初の予算内で納めるために工事範囲を縮小すること、及び一部の工事の見直しなどで対応した。これは表面的な予算増はないものではあるが、縮小した工事範囲は迫って施工せざるを得ないため、実質的に予算増になるものである。また工事の見直しで対応できるのであれば、当初の積算が甘かったことになる。

そもそも地盤を掘り下げ、基礎の強化を行う工事であるのに、試掘及び非破壊調査の手段をとることなく、地中の構造を推定するだけで工事を始めたために起こった事態であり、当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行っていたら、かかる支出はなかったものである。また少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていたら、令和3年8月の2回目の修正設計は避けられたはずである。

さらに、当初の調査設計業務は競争入札により受託業者を決定している。その一方、修正設計は工事業者からの発注となっていて、横須賀土木事務所は直接的にかかわっていない。これは本来入札によって得られるはずの公平性、透明性、価額の正当性などについて到底担保できるものではない。

上記のように、本件は、十分な事前調査を行わないまま、工事を着工したため、本来必要なかった費用が発生したものである。

#### (4) 請求する措置

横須賀土木事務所工務部河川砂防課長及び横須賀土木事務所長の2名に対し、2回にわたる修正設計費 計 10,285,000円(6,699,000円+3,586,000円)を県に返還することを求める。

## 2 請求人

氏名 (略)

住所 (略)

## 3 請求人から提出された事実を証する書面

(原則、題名は請求人から提出された「事実証明書」のまま。)

- 別添1 「設計積算書表紙（当初）」と冒頭に記載された書面  
別添2 令和3年6月16日付け起案の「設計変更打合せ簿」と冒頭に記載された書面等一式  
別添3 「設計積算書表紙（当初）」と冒頭に記載された書面  
別添4 令和3年8月18日付け起案の「設計変更打合せ簿」と冒頭に記載された書面等一式

### 第3 請求の受理

本件監査請求は、実際に受け付けた令和3年12月27日付けをもって受理した。

### 第4 監査の実施

#### 1 請求人からの証拠の提出及び陳述

##### (1) 証拠の提出

請求人から令和4年1月14日付けで、「打合せ記録簿」と冒頭に記載された証拠書面1通が追加提出された。

##### (2) 陳述の内容

請求人は、令和4年1月21日10時から神奈川県庁（以下「県庁」という。）新庁舎3階の第2監査室において、監査委員に対して陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった（原則、発言のまま記載している。）。

今回、監査請求を申し上げた（略）でございます。本日は陳述の機会をいただき大変ありがとうございます。

陳述を始めさせていただきますが、基本的には、お手元にあると思うのですが、請求の書面に記したとおりでございますけれども、文章が拙い部分もありますし、ちょっと一部訂正もさせていただければと思います。

まず、訂正の箇所についてなんですが、監査請求書の中段にあります、「令和3年6月に669万9,000円」、「令和3年8月に358万6,000円」という内容の記述がありますが、こちらのちょっと前後関係がちょっと特定できません、私の中では、6月と8月で、この二つの金額を合わせた「1,028万5,000円」を要したということで訂正をさせていただきたいと思います。

ただ、ちょっと、金額の分類、分類というか内訳ですので、請求の趣旨、内容等に変わりはないと思われましたのでその辺のことは御了承いただければと思います。

それでですね、今回の請求内容なんですが、横須賀土木事務所が設計を怠ったがために、こちらのかかる事態が発生したことだということでございます。

横須賀土木事務所は、令和3年3月に、この護岸工事、横須賀市長井で行われている、護岸工事の工事に先立って調査、設計を委託しました。

それで、設計書の報告書、「令和2年度海岸高潮対策工事（県単）その2海岸護岸

設計計画業務委託報告書」という報告書を委託先のA社より受領しております。

この報告書は、設計の根拠となるデータ、各種データ、それから、最終的に工事を施工するに当たっての工事車両の搬入ですとか、その辺まで非常に細かく書かれた10 cmにも及ぶ報告書でございます。

今回監査請求をさせていただいた、この工事の一期工事というのは、現在ある既存の護岸の地下、基を補強するというのが一期工事でございます。ちなみに、二期工事はこの後、既存護岸を4 mまでかさ上げするというものでございます。

この二期工事のために今回一期工事として護岸の基礎を強化すると、補強するという内容です。肝心のその一期工事の基礎の補強なんですけど、10 cm程に及ぶ詳細な計画書の中でも、一切その既存護岸の基礎についての調査が、試掘調査が行われていません。

追加でお出しさせていただいた、令和2年10月14日に行われたと思われる第4回の打合せ記録簿にも、「現状で確認できる範囲で断面を断定するように指示を受けた」という記載があるとおり、あくまでも推定で地下の基礎を想定しています。

ただ、この記録簿には試掘調査結果という文言もあるのですが、これは、基礎工事を確認するための試掘、実際に掘る作業ではなく、標準貫入試験又はスウェーデン式サウンディング試験、簡易動的コーン貫入試験という試験であって、土質、どこまで土でどこまで砂でどこまで岩盤かみたいな形の、土質を調査するものであって、簡単なボーリング調査みたいなものと思われれます。

これすらも、380m、全長で380mに及ぶ工事範囲の中で、わずか3ヶ所で土質を調査したのみであります。

普通、地下の構造を補強するということであればその基となる構造が一番重要ではないかと考えます。どのような構造になっているかわからなければ補強のしようもないわけですし、補強というのは、まさに文字どおり、強さを補うものですから、現状の構造がどのようになっているか、これが一番重要だと思います。

私のような素人が考えても、地下を掘るときに、その地下の工事が、中がどうなっているか、というのが一番重要だと思います。このことに関してA社は、「現状で断面を推定しろ」という指示を出しているわけです。

この試掘をしないで始めた設計図面を基に工事を始めました。この令和3年4月からです。

ところが、掘ってみたら、想定していたのと違う構造が出てきてしまったんですね。慌てて再設計を依頼したと。それで、当然期間がかかっているわけですし、その金額もかかっているわけです。

さらに、再設計が一応進んだ段階で工事をまた始めました。そうすると、別のポイントで、また別の形の構造が出てきてしまったと。2回に及ぶ設計変更をしなければならなくなったと。

少なく考えて、最低で考えても1回目の工事で違う構造が出てきた段階で、なぜ2回目を、2回目というか全箇所を調査しなかったのかっていうのもありますし、1回

目の工事から少しおかしいなと思いますけれども、2回もやってしまったわけです。こちらの工事を担当した方は、言っては申し訳ないですけども、全く学習していなかったというふうにとれます。

この2回にわたる再設計及びその辺の工事の施工費の間違いが出てきてしまったので、それが当初お話した、合わせて1,200...ごめんなさい、1,000 飛び 280...ごめんなさい、1,000 飛び 28 万 5,000 円という金額になります。

これは当初、調査が綿密に行われていれば、試掘なりの方法、あるいは非破壊検査、電波なり超音波なりを使った非破壊検査を行っていたら、この金額は発生してなかったものと思われま。

これは主にその調査の内容、調査を行った担当課長並びに管理責任のある横須賀土木事務所長が負うべきであると考えております。

以上、陳述以上になります。

## 2 請求人から提出された令和4年1月31日付け補正書の内容

(「1 請求人からの証拠の提出及び陳述-(2) 陳述の内容」をふまえ、請求人から補正書の提出を受け付けた。なお、内容は原文のままである。)

令和3年12月27日に提出した神奈川県職員措置請求書について、次のとおり補正します。

補正内容

補正箇所	補正前	補正後
1 枚目「・ 不当な理由：」の第 3 段落及び 第 4 段落	<p>令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費として <u>6,699,000 円</u> を要することになった。</p> <p>さらに令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、<u>3,586,000 円</u> の追加費用が余儀なくされた。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費 _____ を要することになった。</p> <p>さらに令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、_____追加費用が余儀なくされた。</p> <p><u>これら2回にわたる修正設計により、合計で10,285,000 円を要したことになる。</u></p>

### 3 監査対象事項の特定

請求人は、県の行為について以下のとおり主張していると認められる。

「令和元年度海岸高潮対策工事（公共）その1 令和2年度海岸高潮対策工事（公共）その3 令和2年度海岸高潮対策工事（県単）その7 合併」（以下「本件工事」という。）は、横須賀市長井1丁目地先の長井海岸における既存護岸（以下「本件護岸」という。）の地盤を掘り起こし、コンクリートを流し込む等して基礎の強化を行うものである。

神奈川県横須賀土木事務所（以下「横須賀土木事務所」という。）は、本件工事の開始前に、本件護岸の地中の補強構造を調査していなかった。

令和3年6月、本件工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見されたため、設計変更が必要となった。

さらに、同年8月には形状の違う別の箇所新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、追加費用を余儀なくされた。

これら2回にわたる修正設計により、合計で10,285,000円を要したことになる。

当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行い、地中の補強構造を確認していれば、かかる支出は発生しなかったものである。また、少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていれば、同年8月の2回目の修正設計は避けられたはずである。

上記のように、本件は、十分な事前調査を行わないまま工事を着工したため、本来必要のなかった費用が発生したものである。

よって、横須賀土木事務所長及び横須賀土木事務所工務部河川砂防課長に対し、2回にわたる修正設計費 計10,285,000円を県に返還させることを求める。

以上のことから、横須賀土木事務所における2回にわたる修正設計に伴う追加費用の支出が法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するかどうか、そして、これにより県に損害が生じているかどうかを監査対象事項とした。

### 4 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、本件工事の執行管理を行う横須賀土木事務所及び本件工事に関する予算措置について国との調整を行う県土整備局河川下水道部砂防海岸課（以下「砂防海岸課」という。）を選定した。そして、令和4年1月17日10時から横須賀土木事務所3階大会議室において横須賀土木事務所の職員調査を実施し、本件護岸の構造に係る判断過程等について聴取を行い、同日15時から横須賀土木事務所立会の下、本件工事の現場を調査するとともに、同月21日15時30分から県庁新庁舎12階小会議室において砂防海岸課の職員調査を実施し、本件工事の予算措置等について聴取を行った。

なお、職員調査後も必要に応じて電話等で追加聴取を行った。  
横須賀土木事務所及び砂防海岸課の主張の要旨は、次のとおりであった。

## (1) 横須賀土木事務所

### ア 本件工事に関する概要について

横須賀市長井一丁目地先の長井海岸は、北側を海に面し、東西に延びる護岸が設置された海岸である（下図1参照）。本件護岸は、天端高（基本水準面から天端（構造物の頂部）までの高さをいう。以下同じ。）が相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下「相模灘基本計画」という。）で定める防護水準を満たしていないため、かさ上げを行う必要がある。

本件工事は、かさ上げに先立って本件護岸を補強する目的で、背面にコンクリートを打設し護岸重量を増加させるものである（次頁図2参照）。

本件工事の区間には、海岸線に沿って設置された区間（以下「標準部」という。）と海岸線から凹状に護岸が設置され砂が堆積していた区間（以下「湾入部」という。）がある。

また、過年度は、本件工事及びかさ上げ工事の施工に必要な資料作成のため、測量業務、地質調査業務及び海岸護岸設計業務を委託した。

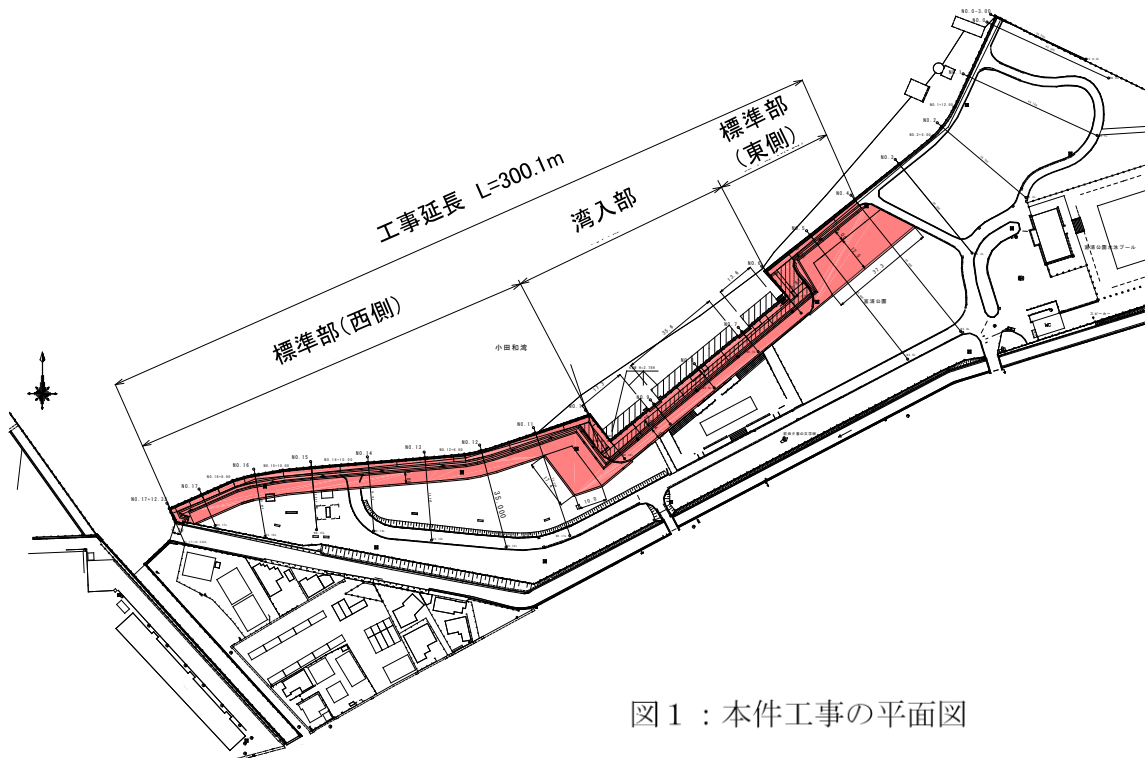


図1：本件工事の平面図

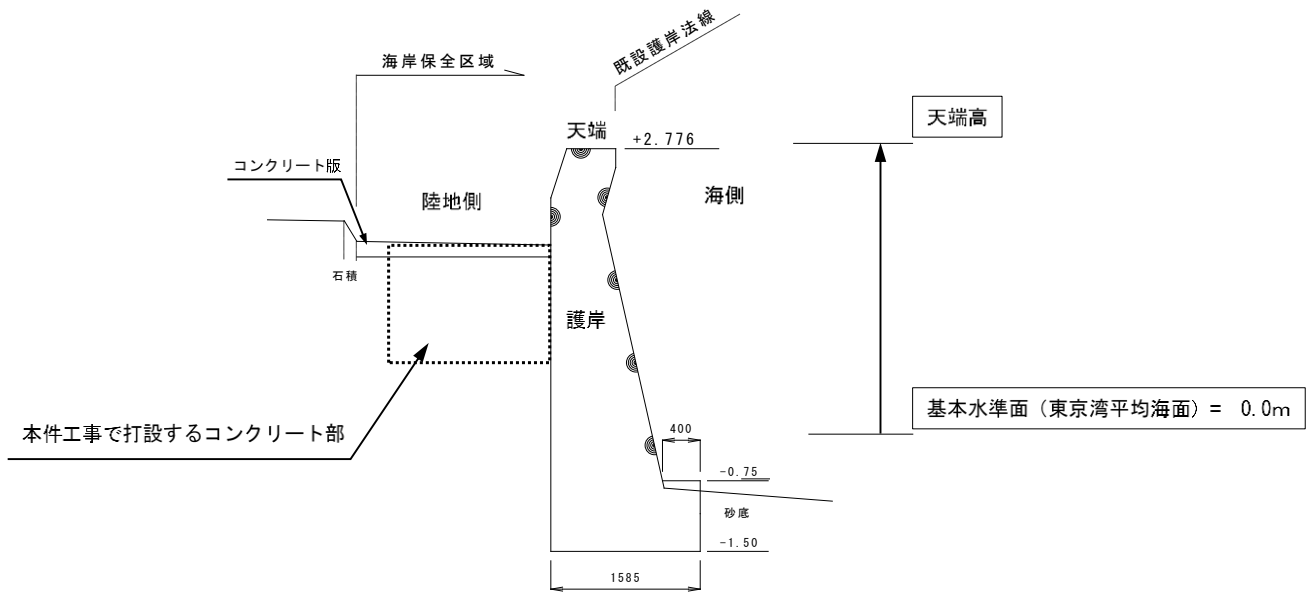


図2：本件護岸の断面図（工事着手時）

イ 契約の状況及び経緯について

(7) 過年度の委託業務に係る契約の状況

a 「平成29年度海岸高潮対策工事（県単）その15 平成30年度海岸高潮対策工事（県単）その1 合併」測量業務委託

委託事業名	委託先	(設計額) 契約額	契約締結日	検査年月日	委託事業の内容等	入札参加者数	備考
			完了(予定) 年月日				
平成29年度海岸高潮対策工事（県単）その15 平成30年度海岸高潮対策工事（県単）その1 合併	B社	円 (3,952,800) 3,206,520	H30.7.30	H30.11.26	測量業務 4級基準点測量 N=18点 4級水準測量 L=0.7km 路線測量 L=0.43km 現地測量 A=0.039km <sup>2</sup>	者  23	
			H30.9.28				
変更第1回			H30.9.20	H30.11.26	工期の変更 (変更前) H30.7.30 ～H30.9.28 (変更後) H30.7.30 ～H30.11.16		基準点・水準点の検定作業に不測の日時を要したため
			H30.11.16				



b 「平成30年度海岸高潮対策工事（2月補正・公共）その3 令和元年度海岸高潮対策工事（県単）その9 合併」測量業務委託

委託事業名	委託先	(設計額) 契約額	契約締結日	検査年月日	委託事業の内容等	入札参加者数	備考
			完了(予定) 年月日				
平成30年度海岸高潮対策工事（2月補正・公共）その3 令和元年度海岸高潮対策工事（県単）その9 合併	B社	円 (3,410,000) 2,728,000	R1.11.1	R2.3.9	測量業務 海岸横断測量 N=19断面	者  14	
			R2.2.7				
変更第1回			R2.2.6	R2.3.9	工期の変更 (変更前) R1.11.1 ～R2.2.7 (変更後) R1.11.1 ～R2.3.6		関係機関との調整に不測の日時を要したため
			R2.3.6				

c 「平成30年度海岸高潮対策工事（2月補正・公共）その4 令和元年度海岸高潮対策工事（県単）その12 合併」地質調査業務委託

委託事業名	委託先	(設計額) 契約額	契約締結日	検査年月日	委託事業の内容等	入札参加者数	備考
			完了(予定) 年月日				
平成30年度海岸高潮対策工事（2月補正・公共）その4 令和元年度海岸高潮対策工事（県単）その12 合併	C社	円 (3,135,000) 2,664,189	R2.1.10	R2.3.31	地質調査業務 ボーリング調査 N=2箇所	者  19	
			R2.3.25				
変更第1回		円 4,177,800	R2.3.24	R2.3.31	調査地点の追加 ボーリング調査 N=1箇所		正確な地層状況を把握するため、調査地点を追加する必要が生じたため
			R2.3.25				

d 「令和2年度海岸高潮対策工事（県単）その2」海岸護岸設計業務委託

委託事業名	委託先	(設計額) 契約額	契約締結日	検査年月日	委託事業の内容等	入札参加者数	備考
			完了(予定) 年月日				
令和2年度海岸高潮対策工事（県単）その2	A社	円 (19,052,000) 15,619,032	R2.7.15		海岸護岸設計業務 予備設計 1式 実施設計 1式	者 10	
			R2.11.13				
変更第1回			R2.11.12		工期の変更 (変更前) R2.7.15 ～R2.11.13 (変更後) R2.7.15 ～R3.3.31		工事進入路の検討が必要となったため
			R3.3.31				
変更第2回		円 17,367,900	R3.3.24	R3.3.31	業務の追加 仮設計及び施工計画		
			R3.3.29				

(イ) 本件工事に係る契約の状況

工事名	工事概要	契約締結日	(設計額) 契約額	完成年月日	請負業者名	変更理由	入札参加者数	備考
		契約工期		検査年月日				
本件工事	工事延長 L=300.1m 護岸補強工 L=300.1m	R3.3.23	千円 (121,022) 111,317		D社		者 18	令和2年度事故 繰越 111,317千円
		R3.3.23 ～R3.3.31						
変更第1回	労務単価の改定による変更	R3.3.26	千円 112,166			「令和3年3月 から適用する公共 工事設計労務単価 等の運用に係る特 例措置等の事務取 扱について（通 知）」に基づく単 価改定のため		
変更第2回	工期の延長	R3.3.31				関係者との調整 に不測の日時を要 したため		
		R3.3.23 ～R4.2.28						
変更第3回	工期の延長	R3.8.30				本件護岸の構造 型式が当初発注と 異なることによる 護岸断面の変更の ため		令和3年8月20 日付け工事等内容 変更指示書に基づ き請負業者に指示 したもの
		R3.3.23 ～R4.3.31						

(ウ) 本件工事に係る経緯

年月日	内容
令和3年5月31日	本件工事に着工
6月15日	西側の標準部において本件護岸の背面土砂の掘削を開始したところ、護岸構造が当初想定していた重力式とは異なる扶壁式であることが判明したことから、西側の標準部で扶壁(注)1の間隔を調べるために護岸背面を試掘した。
同月18日	本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき護岸修正設計業務を本件工事内容に追加するよう指示した。
同月23日	湾入部の護岸背面を試掘した結果、護岸構造が扶壁式ではなく、当初想定していた重力式とは勾配等の形状が異なる重力式であることが判明したため、同月18日に指示した護岸修正設計業務に、設計断面を1断面追加するよう指示した。
同年8月20日	工事等内容変更指示書に基づき、護岸修正設計業務で作成した護岸断面により本件護岸を補強するとともに、工事区間の変更及び工期の延長を指示した。
同月30日	本件工事に係る変更契約（工期の延長）を締結

(注) 1 扶壁とは、表のり被覆工に対して直角方向に突き出た壁をいう。

(注) 2 護岸修正設計業務の追加に伴う本件工事に係る変更契約は、今後、本件工事の施工数量等が確定した後に行う。

ウ 本件監査請求に対する見解について

- (7) 「令和3年6月、工事が開始され、工事を落札した建設業者が現場を掘り起こしたところ、想定した補強構造とは違う構造が発見され、設計変更が必要となった。建設業者はこのため護岸修正設計費を要することになった。」「令和3年8月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、追加費用が余儀なくされた。」「これら2回にわたる修正設計により、合計で10,285,000円を要したことになる。」との主張に対する見解について

令和3年6月15日、本件工事の請負業者が先行して施工する西側の標準部において本件護岸の背面土砂の掘削を開始したところ、護岸構造が当初想定していた重力式とは異なる扶壁式であることが判明したことから、西側の標準部で扶壁の間隔を調べるために護岸背面を試掘した。

西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、本件工事区間の護岸の外観形状が同様であることや海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断した。

そして、同月 18 日、本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき護岸修正設計業務を本件工事内容に追加するよう指示した。これに伴う費用は、県の積算基準により約 3,000,000 円（官積算額 3,586,000 円×本工事請負率 0.92=3,299,120 円）を見込んだ。

また、護岸修正設計業務中にも施工可能な工事として、湾入部の護岸前面に堆積していた砂の移動作業を行ったところ、砂で隠れていた部分の形状が標準部と異なっていたため、同月 23 日に湾入部の護岸背面を試掘した結果、護岸構造が扶壁式ではなく、当初想定していた重力式とは勾配等の形状が異なる重力式であることが判明した。そのため、同月 18 日に指示した護岸修正設計業務に設計断面を 1 断面追加するよう指示した。

これにより、標準部と湾入部の 2 ケースを検討する護岸修正設計業務に要する費用は、県の積算基準により約 6,000,000 円（官積算額 6,699,000 円×本工事請負率 0.92=6,163,080 円）を見込んだ。なお、護岸修正設計業務の追加に伴う本件工事に係る変更契約は、今後、本件工事の施工数量等が確定した後に行う。

そして、同年 8 月 20 日に、本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき、護岸修正設計業務で作成した護岸断面により本件護岸を補強するとともに、工事区間の変更及び工期の延長を指示した。

したがって、「令和 3 年 8 月には形状の違う別の個所で、新たな補強構造が見つかり、再度修正設計が必要となり、追加費用が余儀なくされた。」との主張には、日時の特定において事実誤認がある。

また、護岸修正設計業務に要する費用は、本件工事の完成検査後に合わせて支払われる予定で、現時点では約 6,000,000 円を見込んでいるため、「これら 2 回にわたる修正設計により、合計で 10,285,000 円を要したことになる。」との主張にも事実誤認がある。

- (イ) 「河川砂防課は当初の予算内で納めるために工事範囲を縮小すること、及び一部の工事の見直しなどで対応した。これは表面的な予算増はないものではあるが、縮小した工事範囲は追って施工せざるを得ないため、実質的に予算増になるものである。また工事の見直しで対応できるのであれば、当初の積算が甘かったことになる。」との主張に対する見解について

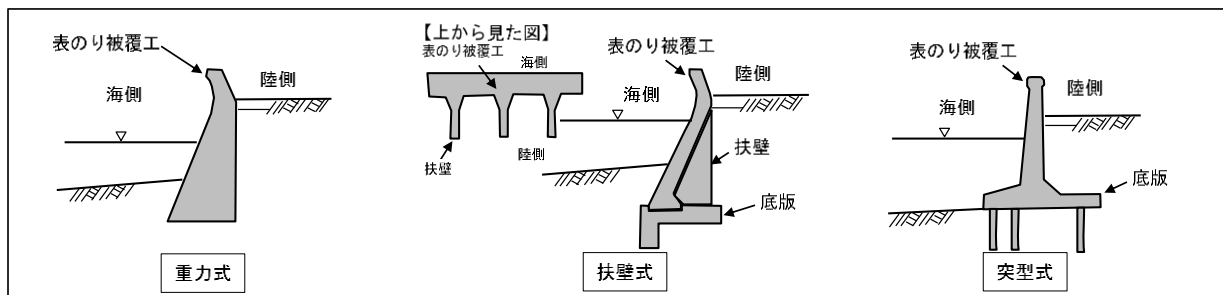
当初の積算では、その時点で必要な工種を計上しているが、本件工事では、工事着手後に本件護岸の構造が当初の想定と異なることが判明したため、護岸の補強の形状や、これに伴う地面の掘削の範囲及び深さ等の見直しを行った。工事の見直しに当たっては、予算内で対応すべく、本件工事では、工事範囲を縮小することとした。また、護岸の構造以外についても、工事の進捗に伴い、当初の積算と条件等が異なる場合、その都度、適切に見直しを行っている。

したがって、当初の積算が甘かったとは考えていない。

(ウ) 「報告書によれば工事個所の3か所に対し、地質調査を行ってはいしたが、既存護岸の地中の補強構造についての調査は行われていなかった。」「そもそも地盤を掘り下げ、基礎の強化を行う工事であるのに、試掘及び非破壊調査の手段をとることなく、地中の構造を推定だけで工事を始めたために起こった事態であり、当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行っていたら、かかる支出はなかったものである。また少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていたら、令和3年8月の2回目の修正設計は避けられたはずである。」「本件は、十分な事前調査を行わないまま、工事を着工したため、本来必要なかった費用が発生したものである。」との主張に対する見解について

本件護岸は、表のり（海側）の勾配が1：1（垂直距離：水平距離）より急な直立型と呼ばれる構造で、昭和44年から46年までに整備された護岸である。なお、設計図、工事完成図等の護岸構造を知るための資料は存在しない。

直立型には主に重力式、扶壁式及び突型式の型式がある（下図参照）ところ、当事務所は、以下のaからcまでの理由により、本件護岸を表のり被覆工のみで構成される重力式と判断した。



直立型護岸型式図

- a まず、「平成30年度海岸高潮対策工事（2月補正・公共）その4 令和元年度海岸高潮対策工事（県単）その12 合併」地質調査業務委託（以下「令和元年度地質調査業務委託」という。）において、地質構成等のデータを収集するために陸地側の護岸から1m程度離れた位置でボーリング調査を実施したが、護岸の底版は確認されなかった。本件護岸が突型式であれば、ボーリング調査時に底版を確認できるため、本件護岸は突型式ではない。
- b 次に、扶壁式の護岸は、表のり被覆工、扶壁、底版から構成される。扶壁式は、扶壁があることにより他の型式の護岸と比べて本体の厚みが薄くなり、使用するコンクリートの量を減らすことができるため、設置する護岸の高さや勾配によっては経済性の面で重力式に代わって用いられることがある。

しかし、本件護岸は、高さが約4m、表のり勾配が1:0.3で、一般的な扶

壁式よりも高さが低く勾配が急なため、重力式で施工した場合と比べてもコンクリートの減量はわずかしか見込めない。

また、扶壁式は、その構造上の理由から重力式より施工に手間を要する。

したがって、コンクリートのわずかな減量しか見込めないにもかかわらず、本件護岸が施工に手間を要する扶壁式を採用しているとは予見しがたい。

- c 一方、海岸保全施設の構造事例を全国的にまとめた「海岸保全施設構造例集」（建設省河川局海岸課監修、社団法人全国海岸協会編、昭和 57 年 3 月）に照らしてみると、本件護岸の高さと表のり勾配は、重力式の事例と一致する。

また、当事務所管内には、長井海岸と同様の埋め立てにより海岸線を前に出した地形として長井初声海岸及び返子海岸が挙げられるところ、これらの海岸に設置された護岸は、本件護岸と同年代（昭和 40 年代）に整備され、かつ重力式である。

また、請求人の「当初の調査段階で試掘及び非破壊調査を行っていたら、かかる支出はなかった」との主張については、上記の a から c までの理由のとおり、本件護岸と「海岸保全施設構造例集」との照合等により本件護岸が重力式であると明らかに判断できるにもかかわらず、本件護岸の構造を確認するためだけに、重機を搬入して護岸背面にある厚さ 20 cm もの堅固なコンクリート版を大規模に取り壊し、公園用地の縁石や芝などを撤去して地表から底版までの深さ 2.5m を掘削する行為は、明らかに不要な調査であり、合理性を欠くものである。また、請求人の主張する非破壊調査とは、掘削や構造物の取り壊しを行わずに実施する調査のことと考えるが、一般的に、このような調査においては、護岸の地中部の深さや底版の有無を調査することができても、構造の特定や複雑な形状を把握することは困難である。

さらに、「令和 3 年 6 月の 1 回目の修正設計の時点で全地点の調査を行っていたら」との主張については、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、当事務所は、本件工事区間の護岸の外観形状が同様であることや海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断した。なお、今回の職員調査に当たり請求人が主張する「全地点の調査」について検討したところ、全地点の調査は多額の費用が掛かることに加え、工事完成時期も遅れることとなり、過大な調査であるとする。

仮に、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、護岸構造を把握するために調査するのであれば、東側と西側の標準部で各 1 か所、湾入部で 1 か所の計 3 か所を試掘することが考えられる。しかし、本件工事では西側の標準部と湾入部の 2 か所で試掘を行っているところ、東側の標準部 1 か所を追加すると、試算ではあるが本件工事に比べて約 90 万円の追加費用を要してしまう（次頁表参照）。

なお、工事の進捗に伴い東側の標準部も扶壁式であることが確認できているため追加の試掘は行っていない。

#### 工事費(試掘費用の差額)の試算

	本件工事の場合 試掘:標準部(西側)1か所 湾入部1か所	本件工事に試掘1か所追加した場合 試掘:標準部(西側)1か所 湾入部1か所 標準部(東側)1か所	備考
純工事費 (A)	83,016,744	83,630,844	
直接工事費	67,899,074	68,458,174	
共通仮設費	15,117,670	15,172,670	
現場管理費 (B)	15,399,000	15,545,000	【千円止】
工事原価 (C=A+B)	98,415,744	99,175,844	
一般管理費等 (D)	12,452,221	12,555,030	
工事価格 (E=C+D)	110,860,000	111,730,000	【万円止】
請負工事価格 (F=E×落札比率)	101,969,000	102,770,000	落札比率:0.9198077 【千円止】
消費税及び地方 消費税相当額 (G)	10,196,900	10,277,000	10%
本工事費計 (H=F+G)	112,165,900	113,047,000	
差額		881,100	

(注)上記試算は、令和4年1月時点のものであり、今後の変更契約において確定する。

また、「2回目の修正設計は避けられたはずである」との主張については、仮に全地点の調査を行っていたとしても湾入部について修正設計を検討することには変わりはないため、請求人の主張には事実誤認がある。

よって、当事務所は、「十分な事前調査を行わないまま、工事を着工したため、本来必要なかった費用が発生した」とは考えていない。

- (エ) 「当初の調査設計業務は競争入札により受託業者を決定している。その一方、修正設計は工事業者からの発注となっていて、横須賀土木事務所は直接的にかかわっていない。これは本来入札によって得られるはずの公平性、透明性、価額の正当性などについて到底担保できるものではない。」との主張に対する見解について

県の「積算参考資料（土木工事編）」では、「工事施工中、支持層推定線の不一致等の発見等により、やむを得ず受注者に緊急的に応力計算を行わせ、構造物等の変更を行う場合は、その直接費用を「設計業務等標準積算基準」等により積算して計上することができる。」として、土木工事に設計業務等の業務委託を含めて発注できるとしている。

本件工事は、施工中に本件護岸の構造が当初の想定と異なることが判明し、護岸修正設計業務が必要となったことから、「支持層推定線の不一致等の発見等により」「構造物等の変更を行う場合」に当たる。

そして、本件工事は、地域住民の貴重な公園を施工ヤードとして使用し、散策や遊具の利用を制限しているため、早期に完成させなければならないところ、護岸修正設計業務委託を通常の入札により発注すると入札手続に約2か月間を要してしまい、本件工事の完成が遅れることになるとともに、県が本件工事の請負業者に対し工事中止期間に発生する費用相当額を負担しなければならないことになる。

そのため、当事務所は、「やむを得ず」本件工事の請負業者に「緊急的に」護岸修正設計業務を本件工事の内容に追加するよう指示したものである。

また、護岸修正設計業務に要する費用は、「設計業務等標準積算基準」等により積算しているため、価格の正当性は確保できていることに加えて、本件工事の請負業者と設計コンサルタントの打合せには、県の監督員が出席しており、工事に必要な設計資料も途中段階で随時提出され確認がとれており、適切な設計が行われたと考える。

よって、本件護岸修正設計業務は、入札の実施に伴い必要となる期間や本件工事の一時中止に伴う費用負担のデメリットを勘案し、「積算参考資料（土木工事編）」に基づき本件工事の請負業者に指示したものであり、入札により発注を行うべきものであるとは考えていない。

## (2) 砂防海岸課

### ア 横須賀土木事務所が発注した本件工事に関する砂防海岸課の役割について

- (ア) 砂防海岸課は、海岸保全基本計画について所管するところ、平成27年3月に相模灘基本計画を変更した際に、相模灘沿岸に該当する長井海岸において本件護岸が防護水準を満たさないことを確認している。

海岸保全基本計画とは、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3により、都道府県知事が主務大臣の定める海岸保全基本方針に基づき、海岸の保全に関す



る基本的事項、海岸保全施設の整備に関する基本的事項を定めた計画である。

また、防護水準とは、海岸に作用する津波や高潮等の外力に対する防護として海岸保全施設に求められる天端高等を指し、県では、津波に対して必要となる高さと同様高潮等に対して必要となる高さを比較して、高い方の値を基に天端高を設定している。

- (イ) 平成30年12月14日、国は、激甚化する災害に備え防災のための重要インフラの機能強化を目的として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（以下「緊急対策」という。）を閣議決定した。

砂防海岸課は、国に対し津波や高潮対策を緊急に行う必要のある海岸保全施設の整備等を要望し、その結果、長井海岸などが緊急対策の対象となり交付金の交付を受けた。

## イ 本件工事に係る砂防海岸課の関わりについて

本件工事は、1件1億5,000万円未満のものに当たるため、神奈川県財務規則第19条第1項第4号及び第37条第1項第2号の規定により支出負担行為及び入札の執行は横須賀土木事務所長に委任されていることから、本件工事は横須賀土木事務所が行っており、砂防海岸課は、予算について国や県の関係機関との調整を行っている。

## 第5 監査の結果

### 1 認定した事実

職員調査による横須賀土木事務所及び砂防海岸課からの説明並びに本件工事の現場調査等を踏まえ、認定した事実は次のとおりである。

#### (1) 本件工事に関する概要について

横須賀市長井一丁目地先の長井海岸は、北側を海に面し、東西に延びる護岸が設置された海岸である。本件護岸は、天端高が相模灘基本計画で定める防護水準を満たしていないため、かさ上げを行う必要があるところ、本件工事は、そのかさ上げに先立って本件護岸を補強する目的で、背面にコンクリートを打設し護岸重量を増加させるために行うものである。そして、本件工事の区間には、海岸線に沿って設置された標準部及び海岸線から凹状に護岸が設置され砂が堆積していた湾入部がある。

本件工事の執行は横須賀土木事務所が行っており、砂防海岸課は、予算について国や県の関係機関との調整を行っている。

また、横須賀土木事務所は、過年度に本件工事及びかさ上げ工事の施工に必要な資料作成のため、測量業務、地質調査業務及び海岸護岸設計業務を委託している。

(2) 過年度の委託業務に係る契約の状況並びに本件工事に係る契約の状況及び経緯について

「第4 監査の実施－4 監査対象箇所への調査－(1) 横須賀土木事務所－イ 契約の状況及び経緯について」のとおり。

(3) 横須賀土木事務所が本件護岸の構造を判断した過程について

本件護岸は、表のりの勾配が1：1より急な直立型と呼ばれる構造で、直立型には主に重力式、扶壁式及び突型式の型式があるが、横須賀土木事務所は、本件護岸の構造を確認するための設計図、工事完成図等の文書が存在しないことから、以下のアからウまでの理由により、本件護岸を表のり被覆工のみで構成される重力式と判断していた。なお、神奈川県行政文書管理規則により、工事の執行に関する文書の保存期間は5年とされており、保存期間が満了後、公文書館長に引き渡されることとなるが、神奈川県立公文書館に確認したところ、上記の設計図、工事完成図等の文書について、同館の収蔵資料の中に該当するものはなかった。

ア 令和元年度地質調査業務委託において、地質構成等のデータを収集するために陸地側の護岸から1m程度離れた位置でボーリング調査を実施したが、護岸の底版は確認されなかった。本件護岸が突型式であれば、ボーリング調査時に底版を確認できるため、本件護岸は突型式ではない。

イ 扶壁式の護岸は、表のり被覆工、扶壁、底版から構成される。扶壁式は、扶壁があることにより他の型式の護岸と比べて本体の厚みが薄くなり、使用するコンクリートの量を減らすことができるため、設置する護岸の高さや勾配によっては経済性の面で重力式に代わって用いられることがある。

しかし、本件護岸は、高さが約4m、表のり勾配が1:0.3で、一般的な扶壁式よりも高さが低く勾配が急なため、重力式で施工した場合と比べてもコンクリートの減量はわずかしか見込めない。

また、扶壁式は、その構造上の理由から重力式より施工に手間を要する。

したがって、コンクリートのわずかな減量しか見込めないにもかかわらず、本件護岸が施工に手間を要する扶壁式を採用しているとは予見し難い。

ウ 海岸保全施設の構造事例を全国的にまとめた「海岸保全施設構造例集」に照らしてみると、本件護岸の高さと表のり勾配は、重力式の事例と一致する。

また、横須賀土木事務所管内には、長井海岸と同様の埋め立てにより海岸線を前に出した地形として長井初声海岸及び逗子海岸が挙げられるところ、これらの海岸に設置された護岸は、本件護岸と同年代に整備され、かつ重力式である。

(4) 護岸修正設計業務に要する費用について

令和3年6月15日、本件工事の請負業者が西側の標準部において本件護岸の背面土砂の掘削を開始したところ、護岸構造が当初想定していた重力式とは異なる扶壁式であることが判明したことから、西側の標準部で扶壁の間隔を調べるために護岸

背面を試掘した。西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、横須賀土木事務所は、本件工事の区間において護岸の外観形状が同様であることや海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断していた。

そして、同月 18 日、横須賀土木事務所は、本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき護岸修正設計業務を本件工事内容に追加するよう指示した。この時点で、これに伴う費用について、県の積算基準により算定したところ約 3,000,000 円(官積算額 3,586,000 円×本工事請負率 0.92=3,299,120 円)となった。

一方、護岸修正設計業務中にも施工可能な工事として、湾入部の護岸前面に堆積していた砂の移動作業を行ったところ、砂で隠れていた部分の形状が標準部と異なっていたため、同月 23 日に湾入部の護岸背面を試掘した結果、護岸構造は扶壁式ではなく、当初想定していた重力式とは勾配等の形状が異なる重力式であることが判明した。そのため、横須賀土木事務所は、同月 18 日に指示した護岸修正設計業務について、更に設計断面を 1 断面追加するよう指示した。これにより、標準部と湾入部の 2 ケースを検討する護岸修正設計業務に要する費用について、県の積算基準により算定したところ約 6,000,000 円(官積算額 6,699,000 円×本工事請負率 0.92=6,163,080 円)となった。

そして、同年 8 月 20 日に、本件工事の請負業者に対し、工事等内容変更指示書に基づき、護岸修正設計業務で作成した護岸断面により本件護岸を補強するとともに、工事区間の変更及び工期の延長を指示した。

なお、護岸修正設計業務に要する費用は、本件工事の完成検査後に合わせて支払われる予定であり、横須賀土木事務所の職員調査実施日時点では約 6,000,000 円が見込まれている。

#### (5) 当初の調査段階での試掘及び非破壊調査について

本件護岸の背面には、厚さ 20 cm のコンクリート版を挟んで公園が整備されているところ、公園用地には芝生があり、コンクリート版との間には縁石が敷かれていた。本件護岸の構造を確認するためには、重機を搬入して護岸背面にある厚さ 20 cm のコンクリート版を大規模に取り壊し、公園用地の縁石や芝などを撤去して地表から底版までの深さ 2.5m を掘削しなければならないことになる。

また、掘削や構造物の取り壊しを行わずに実施する非破壊調査においては、護岸の地中部の深さや底版の有無を調査することができても、構造の特定や複雑な形状を把握することは困難である。

#### (6) 本件工事の施工段階での試掘について

横須賀土木事務所は、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、本件工事の区間における護岸の外観形状が同様であることや、海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断した。そして、全

地点の調査は、多額の費用を要することに加え、工事完成時期も遅れることとなることから、過大な調査であると考えたとしているが、この段階で費用面を含めた具体的な調査の検討は行っていなかった。なお、工事の進捗に伴い東側の標準部も扶壁式であったことが確認できているため追加の試掘は行っていない。

#### (7) 本件工事の施工段階での試掘に係る費用について

仮に、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、護岸構造を把握するために更に調査するのであれば、費用面も考慮して、東側と西側の標準部で各1か所、湾入部で1か所の計3か所を試掘することが考えられるが、本件工事では西側の標準部と湾入部の2か所で既に試掘を行っているところ、東側の標準部1か所の試掘を追加することとして試算すると、この試掘を行ったことにより、本件工事においては約90万円の追加費用を要することとなる。なお、仮に全地点の調査をすることとすれば、これを上回る多額の追加費用を要することになる。

## 2 判断の理由

本件監査請求に関し、「1 認定した事実」を踏まえ、横須賀土木事務所における2回にわたる修正設計に伴う追加費用の支出が法第242条第1項に規定されている違法又は不当な公金の支出に該当するか否か、そして、これにより県に損害が生じているか否かについて、以下のとおり判断を行った。

本件監査請求において、請求人は、横須賀土木事務所が十分な事前調査を行わないまま工事を着工したため、本来必要のなかった費用が発生したと主張する。

しかしながら、「1 認定した事実- (3) 横須賀土木事務所が本件護岸の構造を判断した過程について」のとおり、横須賀土木事務所において、本件護岸の構造を確認するための設計図、工事完成図等の文書がない中で、本件護岸を表のり被覆工のみで構成される重力式であると判断したことには一定の合理性があると認められることから、工事の進捗に伴い、護岸構造が当初想定していたものと異なるものがあっても、これに応じて修正設計を行い、追加費用を負担することは不適切であるとはいえない。なお、「1 認定した事実- (5) 当初の調査段階での試掘及び非破壊調査について」のとおり、本件工事の着工前の時点で、本件護岸の構造を確認するためには、重機を搬入して厚さ20cmもの堅固なコンクリート版を取り壊し、公園用地の縁石や芝などを撤去して地表から底版までの深さ2.5mまで掘削することになること、また、非破壊調査では、構造の特定や複雑な形状の把握は困難であることなどから、本件護岸を表のり被覆工のみで構成される重力式であると判断したことには一定の合理性があるとすれば、本件工事の実施に当たり、新たな費用を負担してまでこうした調査を事前に実施しなければならないとする合理的な根拠があるとまでは認められない。

一方、請求人は、少なくとも令和3年6月の1回目の修正設計の時点で全地点の調査

を行ってれば、同年8月の2回目の修正設計は避けられたはずであると主張する。

「1 認定した事実－(6) 本件工事の施工段階での試掘について」のとおり、横須賀土木事務所は、西側の標準部が扶壁式であると判明した当時、本件工事の区間における護岸の外観形状が同様であることや、海岸護岸は同一構造で整備することが一般的であることから、全ての地点で同じ扶壁式であると判断したとしているが、前記のとおり、本件護岸の構造について、結果的に当初の判断に齟齬が生じていたことに鑑みれば、東側の標準部などにおいて、当初の想定と異なる構造となっている可能性がないとはいえず、この段階で具体的な調査の検討を行わずに2回目の修正設計を行ったことは適切であったとは認められない。

しかしながら、「1 認定した事実－(7) 本件工事の施工段階での試掘に係る費用について」のとおり、この場合、費用面も考慮して、東側と西側の標準部で各1か所、湾入部で1か所の計3か所を試掘することが考えられるが、本件工事では西側の標準部と湾入部の2か所で既に試掘を行っているところ、東側の標準部1か所の試掘を追加することとして試算すると、この試掘を行ったことにより、本件工事においては約90万円の追加費用を要することとなり、仮に全地点の調査をすることとすれば、これを上回る多額の追加費用を要することになる。一方、本件工事の進捗に伴い東側の標準部も扶壁式であったことが確認され、追加の試掘は行っていないことから、結果的には本件工事の施工段階での試掘を行わなかったことにより、むしろ追加費用の負担を要しなかったことになる。

なお、「1 認定した事実－(4) 護岸修正設計業務に要する費用について」のとおり、護岸修正設計業務に要する費用は、本件工事の完成検査後に合わせて支払われる予定となっており、まだ支出されていない。

以上のように、横須賀土木事務所における2回にわたる修正設計に伴う追加費用の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとまではいえないため、これによる県の損害の発生も認めることはできない。

### 3 結論

以上のことから、横須賀土木事務所における2回にわたる修正設計に伴う追加費用の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当するとまではいえなく、これによる県の損害の発生も認められないことから、本件監査請求には理由がない。